

04 総務省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管-関係府省庁
040010	悪質な市税滞納の防止(滞納市税に対する水道料金の優先充当)	地方税法第14条	地方団体の徴収金については、他のすべての公課その他の債権に先だつて優先することとされている。	市税の滞納については、不測の事態等で納税義務が履行できないなどの事情を持つ場合も多いが、納税力がありながら義務を履行しない悪質なケースもある。この督促や滞納処分等の手続きには、膨大な労力とコストを要するほか、押し付け過ぎるべき財産等が特定できないため、効果的な滞納処分が実施できない状況もある。こうした状況が顕くは、市行政への信頼度を低下させ、結果として市民全体の納税意欲を減退させることとなる。悪質な滞納を防止できない理由の一つは、財産調査、差し押さえ、換価に至る滞納処分手続きが多岐にわたる労力を要し、かつ効果的、機動的な実行が困難なことにある。その迅速かつ効果的な実行が求められることである。そこで、地方税法第14条に定める地方税優先原則を踏まえ、滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当することにより、滞納対策の効果を高める。この場合、滞納者が支払う水道料金は、支払い方法の如何に関わらず優先的に市税に充当されることとする。結果として水道料金の支払いが滞った場合、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。適用に当たっては、対象者を十分な納税力を持つながら義務を履行せず、習慣にも応じない悪質な滞納者とし、適正、公正な適用をはかるものとする。	市税の滞納については、不測の事態等で納税義務が履行できないなどの事情を持つ場合も多いが、納税力がありながら義務を履行しない悪質なケースもある。この督促や滞納処分等の手続きには、膨大な労力とコストを要するほか、押し付け過ぎるべき財産等が特定できないため、効果的な滞納処分が実施できない状況もある。こうした状況が顕くは、市行政への信頼度を低下させ、結果として市民全体の納税意欲を減退させることとなる。悪質な滞納を防止できない理由の一つは、財産調査、差し押さえ、換価に至る滞納処分手続きが多岐にわたる労力を要し、かつ効果的、機動的な実行が困難なことにある。その迅速かつ効果的な実行が求められることである。そこで、地方税法第14条に定める地方税優先原則を踏まえ、滞納者が市に支払う水道料金を滞納市税に優先充当することにより、滞納対策の効果を高める。この場合、滞納者が支払う水道料金は、支払い方法の如何に関わらず優先的に市税に充当されることとする。結果として水道料金の支払いが滞った場合、水道法第15条第3項の規定に基づき、水道の給水を停止できるものとする。適用に当たっては、対象者を十分な納税力を持つながら義務を履行せず、習慣にも応じない悪質な滞納者とし、適正、公正な適用をはかるものとする。	E	-	地方税法第14条に規定する「地方税優先の原則」とは、納税者又は特別徴収義務者の財産が滞納処分、強制執行等の強制換価手続きにより換価されて、競合する債権の弁済に充てられる場合に、その債権相互間において先だつて弁済を受けることをいう。地方税の優先権が認められていても、納税者又は特別徴収義務者が他の公課その他の債務を任意に弁済する場合には、それに介入してその優先権を及ぼすことはできない。							1 0 4 3 0 1 0	草加市	埼玉県	総務省 厚生労働省
040020	現金・有価証券以外での納税及び手数料・使用料の支払い	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第156条、156条	地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の現実性が客観的に高いと考えられれば、現物で納税しうるものに関して歳入の納付手段として規定しているところ。	現在組織市では、介護支援ボランティア活動を行った人にポイントを与え、介護保険料の負担軽減を行っている。介護に限らず市が指定した地域ボランティア活動に参加した人や地元商店街の買い物客に市民等を対象に地域通貨を発行し、市への支払手段として活用できるようにすることで、地域力の向上、地域経済の活性化を目的としている。しかし、現状では法律により地域通貨等のものの公金支払は難しいため、一度商工会などを通し小切手へ代える等複雑なスキームにせざるを得ない。	現在組織市では、介護支援ボランティア活動を行った人にポイントを与え、介護保険料の負担軽減を行っている。介護に限らず市が指定した地域ボランティア活動に参加した人や地元商店街の買い物客に市民等を対象に地域通貨を発行し、市への支払手段として活用できるようにすることで、地域力の向上、地域経済の活性化を目的としている。しかし、現状では法律により地域通貨等のものの公金支払は難しいため、一度商工会などを通し小切手へ代える等複雑なスキームにせざるを得ない。	C	-	地方公共団体においては、地方公共団体の歳入の納付に関して現金納付を原則としているところであり、その例外として、支払の現実性が客観的に高いと考えられれば、現行法上、現金以外の納付手段として認められる証券と同等の支払い現実性を有するものと言えないと考えられるところ。							1 0 2 6 0 1 0	稲城市	東京都	総務省
040030	土地開発公社の保有土地の買収条件の緩和	土地開発公社の保有土地の買収等の運用方針について(自治法第106条、昭和62年10月22日第1条第3項イ)	将来において利用計画が決定された場合には、速やかに買収する土地が利用可能となるよう、買収する土地に付する建物の階数を「二以下」として通知している。	現在規定されている土地開発公社の保有土地の買収条件について、階数が三以下の建物も買収可能とする。	土地開発公社保有土地の買収条件を緩和されることにより、民間活力による住居サービスの向上と中心市街地の活性化を促進させる。具体的には、土地開発公社保有土地の買収に際し、買収の緊急性があり、上記目的に資する事業が民間事業者により実施されることが明らかであり、土地開発公社本来の目的に反しないことが明らかである場合には、公社経営健全化計画を策定していない場合でも、地方債措置を講ずることができるものとする。	D	-	「土地開発公社の保有土地の買収等の運用方針」については、堅固な建物を建設する場合等に買収が認められないこととしており、「階数が二以下の建物その他の要件をみたま場合は、「堅固な建物」に該当しない」と定めている。かかる要件は、明らかに「堅固な建物」に該当しない建物について定めたものであり、その要件のうちの「階数が二以下」に該当しない建物であっても、将来において当該土地の利用計画が決定された場合に速やかに利用が可能となるような構造等であれば、買収が認められる場合もあると考えている。当該土地建物の構造等については不明であるため、一概には判断できないが、買収ができる可能性はあるものと考えられる。買収において判断がつかぬ場合は、必要に応じ、認可行と相談されたい。						1 0 2 7 0 1 0	A市	非公開	総務省	
040040	土地開発公社の保有土地の再取得に係る地方債措置条件の緩和	土地開発公社経営健全化対策について(総行地第12号、総財地第9号、平成20年2月6日)第5の3	地方公共団体が土地開発公社より、民間事業者への交付により有効利用を図ることを目的として、債権保証等対土地取得する場合等で、既に貸付を行う相手方が確定し、再取得した土地を直ちに貸し付けることができる状況にある場合には、同等基準に基づき、原則として一般競争入札による取債対象とならない。	土地開発公社の保有土地の再取得に際し、取債要件を満たさないため公社経営健全化計画を策定せず、その後取債要件を満たした場合には、公社経営健全化計画に適合しない場合であっても地方債措置を講ずることができるものとする。	土地開発公社保有土地の再取得の地方債措置条件が緩和されることにより、民間活力による住居サービスの向上と中心市街地の活性化を促進させる。具体的には、土地開発公社保有土地の再取得に際し、買収の緊急性があり、上記目的に資する事業が民間事業者により実施されることが明らかであり、土地開発公社本来の目的に反しないことが明らかである場合には、公社経営健全化計画を策定していない場合でも、地方債措置を講ずることができるものとする。	E	-	「制度の現状」欄のとおり、求める措置は「土地開発公社経営健全化対策」に基づく指定を受けなくとも、現行制度において認められる可能性があることから、通常の地方債の取債の手続きにおいて検討されたい。						1 0 7 0 2 0	A市	非公開	総務省	
040050	地方自治法施行令第167条の2で規定された随意契約の要件の緩和	地方自治法第234条第1項、地方自治法施行令第167条の2	地方公共団体の契約の方式については、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札を原則としつつも、全ての契約にこれらの原則を堅持することができない地方公共団体にとって不利な場合も考えられることから、契約方式の原則との柔軟に留意しつつ、総合的に勘案して地方公共団体にとって有利となると認められる場合には、随意契約による契約の方式が認められているところ。	民間事業者から提案された事業スキームに独自性が認められる場合には、随意契約による事業実施を可能とする。	公共サービスに対するニーズが複雑化・多様化する中で、近年、自治体において民間事業者からの提案を受け、事業化するケースが増えている。しかしながら、雇員と民間事業者との関係性を積み重ねて、提案者が事業実施者になれる保証がなく、何となくの場合、公による事業者選定のプロセスに移行することになる。そのため、提案しようというインセンティブがなくなってしまう。新商品として生産する物品の購入にあたっては、所定の手続きを踏まえることで随意契約の選定が認められるところである。物品に限らず、新しいサービス・事業スキームについても、学識経験者なども入れた第三者による委員会を設け透明なプロセスで議論し、独自性が認められると判断される場合には、随意契約を可能とするべく、必要な措置を求めるものである。	C	-	現在、地方自治法における随意契約は、競争性、公正性、経済性等を最も担保することができる一般競争入札の原則を堅持することができない地方公共団体にとって不利な場合に、契約方式の原則との均衡に留意しつつ、総合的に勘案して、地方公共団体にとって有利となると認められるときに締結できるものという考え方に基づいているところ。							1 0 6 1 0 0	個人	神奈川県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理運営事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040060	地域活性化への市民・行政連携特区(市民の公益活動に関わる現金保管の容認)	地方自治法第235条の4、第2項	当該団体の所有に属しない現金については、債権の担保として徴するもの、あるいは、法律又は政令の規定に基づき保管する現金以外のものについては、認められていないところ。	地方公共団体が、地域再生・活性化に資する公益活動と認定した住民活動については、その活動資金を当該地方公共団体が保管できるものとする。これにより、政府の「地方再生戦略」にも盛り込まれている「住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組み」を地方行政として支援、補完し、地域の活性化を推進する。この場合、地方公共団体は、保管金額等の明確を示すほか、歳入・歳出に属する現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整える。	政府の地方再生戦略が示すとおり、地域活性化の決め手は、住民主体の、地域の資源や知恵を生かした取り組みを引き出すことにある。東京都でも、住民主体の活動に行政が連携することで、活性化への様々な成果をあげている。本年11月、市制施行60周年を期して実施した記念事業や地域興しの取り組みは、こうした連携、協働の成果が市民の創造とエネルギーとなって結実し、今後の地域活性化につながる大きな契機となりを見せた。市民を担い、人のつながりを持ち、様々な技能や専門分野を持つ市民のバリエーションが、まちづくりという目標に集約された際、得られる成果は極めて大きい。また行政がその足らざる面を補完することで、持続的に成果をあげていくことが期待できる。その際、住民主体の活動であれば最も問題となるのは、活動資金管理等の事務負担である。優れた知恵や技能、パワフルな行動力を発揮する住民も、この分野の責任体制を引き受けたいと望んでいる。この「足らざる面」を行政が公平に支援できれば、連携効果を高め、住民活動のさらなる活性化をはかれる。そこで、特区認定を受けた市町村においては、地域活性化に資する公益活動と認定した住民団体の活動資金を保管できるものとし、その際、保管金は、金額等の明確を公表し、年費をたたくものは、決算に際しては必ず保管金と明示し、会計としてその明細を明らかにするなど、歳計現金との区分を明確にして、責任ある保管体制を整えるものとする。	C		各府省庁からの提案に対する回答		地域自治活動との連携に立つ自治体では、現実に、自ら所有しない様々な現金を保管せざるを得ないが、長年上の種類が不適切なうえ、責者が推進した会計改革により、今年度決算から財務諸表の作成・公表が義務付けられた。これにより、歳入歳出外現金も預り金等として財務諸表に明示することが可能となった。従来、法律に基づき保管する歳入歳出外現金も、その金額等の情報開示手法が明確でなかったが、この際、財務諸表にこれを明示することとし、これに合わせて、条例に定めるものも管理可能となればどうか、これにより、自治体活動の自由度を高めつつ、責者が強調する責任ある管理が各案とも担保できる。		貴団体の要望事項について、歳計外現金に係る基本的な考え方に即ちし認められないことは既に回答したとおりである。また、総務省では、地方自治法第252条の17の51に基づく動費により、現行の法制度に基づく決算を前提として、企業会計の慣行を参考とした財務諸表の整備を要しているところ。なお、当該財務諸表の整備については、法律上、地方公共団体に義務付けはされていない。		1 0 4 3 0 2 0	東京都	埼玉県	総務省	
040070	地方自治体職員採用に紹介予定派遣を導入	地方公務員法第13条、第15条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項	人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は競争試験(人事委員会を置かない地方公共団体では競争試験又は選考)による。	民間企業の採用手法のひとつとなっている「紹介予定派遣」を、地方公務員法で定められている「採用・任用」に関する規制を緩和し、雇用のミスマッチを減らす「幅広い経験をする人材を採用できる」「専門的・人的不足などによる福祉系専門職の確保」が可及となる。この紹介予定派遣は、地方公務員法(「国民は平等に扱ひ(第13条)、臨時的任用者の正式任用には優先権を与えない。(第22条6項)」)という規定があり、採用方法については「競争試験又は選考による(同16条、17条、20条)」という規定があったが、現在は実施できていない。また、派遣期間中の就業実績を同法で定める人物性、教育程度、経歴、適性、知能などを計る「競争試験」に置き換えることで、決して同法の趣旨に反しないと考えられる。なお、審査は、今まで費用の掛かっていた職員採用に費用が掛かることである。しかし、例えば、反響が未知数の求人媒体誌に有料で載せるより、確実に直接採用が出来るため市民の理解も得やすい。	現在、地方自治体では、行政改革の一環として職員削減を進めている。その結果、職員一人当たりの業務量や責任が大きくなり、職員採用は今まで以上に厳格に行う必要がある。地方公務員に雇われる背景としては、市民ニーズの多様化で職員に求められる資力が幅広くなっている。その一方で、近年公務員界の不平率の増大も増え、また、ミスマッチが原因と思われる欠次・休職も増えている。こうした現在の人材採用制度では限界の出できた課題の解決に「紹介予定派遣」の導入による効果が期待できる。紹介予定派遣は派遣期間(最長6か月間)の働きぶりを見たと、労働者と自治体の双方が合意した場合に採用するという方法で、業務を通して、能力・性格・仕事にマッチングがわかっていくため、採用後のミスマッチを減らす「幅広い経験をする人材を採用できる」「専門的・人的不足などによる福祉系専門職の確保」が可及となる。この紹介予定派遣は、地方公務員法(「国民は平等に扱ひ(第13条)、臨時的任用者の正式任用には優先権を与えない。(第22条6項)」)という規定があり、採用方法については「競争試験又は選考による(同16条、17条、20条)」という規定があったが、現在は実施できていない。また、派遣期間中の就業実績を同法で定める人物性、教育程度、経歴、適性、知能などを計る「競争試験」に置き換えることで、決して同法の趣旨に反しないと考えられる。なお、審査は、今まで費用の掛かっていた職員採用に費用が掛かることである。しかし、例えば、反響が未知数の求人媒体誌に有料で載せるより、確実に直接採用が出来るため市民の理解も得やすい。	C	I	現行の地方公務員法第22条第1項によれば、すべて職員の採用は、採用から6ヶ月(1年まで延長可能)の間は条件別のものであり、この間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるとされており、ご指摘の「働きぶり」を見たとで(中略)採用するという制度については、法律上既に整備されているところ。なお、職員の採用については、すべての国民を平等に扱ひ(地方公務員法第13条)、競争試験又は選考に基づき、職員としての能力が実証された上で採用することとなり、特定の派遣事業者の従業員を明確な能力実証の手続きなく採用することは、これらの趣旨に反する。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	特定の派遣従業員を明確な能力実証の手続きなく採用することは、地方公務員法の「競争試験又は選考」に基づき採用すること(地方公務員法第15条、17条、20条)の趣旨に合わないとの回答であるが、労働者派遣法では、紹介予定派遣に限り、派遣開始前及び派遣開始後の能力実証に試験等を行うことが認められている。そこでまず、「試験等を行う紹介予定派遣」を可能にするべきである。そのために、地方公務員法第13条を緩和し、派遣事業者の能力実証の採用を認めなければならない。そして最終的に、派遣期間中の就業実績を「競争試験又は選考」に置き換えることで、民間と同様の紹介予定派遣を導入すべきである。		職員の採用については、成績主義に基づき競争試験又は選考により、職員としての能力の実証を経た上で採用することとなっている。競争試験又は選考を行うに当たっては、地方公務員法第13条に基づき、原則として公平によること、すべての国民に開かれた形で、平等、中立に行うこととされている。紹介予定派遣の手法は、地方公共団体が特定の職人を指定して職員としての採用を期待させる形での業務に当たらせるものであるが、特定の派遣事業者の従業員の中から職務を行うにつがそのものであることから、本来的に平等原則に反し、導入を検討することは困難である。仮に試験等の方法を用いる場合であっても、平等原則に反するという性質は変わらないものがある。	1 0 0 0 9 0 1 0	個人	埼玉県	総務省		
040080	町議会議員の地方公務員への任用	地方自治法第92条第2項(議員の兼職の禁止) 地方公務員法第36条第4項及び第5項(政治的行為の制限) 公職選挙法第99条第1項(公務員の立候補制限)	地方自治法第92条第2項において、地方公共団体の議員は、地方公共団体の職員と兼ねることができないとされている。	町議会議員をその身分を保ったまま地方公共団体の職員(常勤の一般事務職)に任用すること。	地方自治は首長と議会の二元代表制であるが実際には、首長は広範な権限を持ち、議会の機能は立法機能と行政監視機能に制限されている。しかし、近年の新しい行政政策の進展により、行政事務は高度化、複雑化、多様化し、その事務量は拡大なものとなっている。その結果、公選で選出されたその1人の首長が事務全般に亘り、民意を十分反映させていることは困難を極めていく。地方、議会においても執行機関が担当事務量の増大を背景とした上で政策立案や行政監視を確保していかねばならず、執行機関側の取組等に依存する傾向が強まっている。このため、首長・議会議員ともに住民からの直接選挙により選出されながら、議員(議会)は自己の考え(行政政策等)を住民の行政サービスに直接生かすことができない。また、首長以下の執行機関においては、行政運営を進めて行く中で、行政としての機動的な意思決定に至るまでの過程に参加することにより、行政事務全般に亘って、民意を的確に反映することが可能となる。また、議員が執行機関の業務内容をも理解することで、意識の高揚による議会の活性化が図られ、議会の自立性も高まる。執行機関においては、外部費用入事により、議員の多量な選挙(後述の選挙)が認められ、これにより、地方自治の一端の進展が期待できる。	C		現行地方自治制度上、議員と首長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されている。選挙権がある議会の議員が、その身分を有したまま長の指揮監督を受ける議員となることについては、議員と長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答は、現行自治制度が健全に機能しているとの前提で、議員と首長の均衡と調和、議員が長の指揮監督を受けることの問題を指摘する。しかし、提案理由で述べたように、現在の地方公共団体の取り扱う事務量の増大は、機関の業務負担が厚くなった後も従来の方式の一途をたどり、当初のように小規模な団体で議員の数が少ないところでは、国や県の指導方針を対峙しているのが唯一の状況である。結果として、住民の意向や要望に沿った施策の実施の視点が手前になり、それは住民が従来の自治体運営は困難となる。議員と首長の牽制の視点は大きいが、議員と首長が協力して中央主導に流されない行政の適切な運営を図ること、自治制度の維持(住民自治、団体自治)の本来の目的の実現を図るべきである。		現行地方自治制度上、議員と首長はそれぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持することが予定されている。したがって、既に回答したとおり、選挙権がある議会の議員が、その身分を有したまま長の指揮監督を受ける議員となることについては、議員と首長の関係という制度の根幹に関わる事項であり、慎重な検討を要するものである。	1 0 7 0 7 0 1 0	一色町	愛知県	総務省		
040090	市長選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	公職選挙法第142条第1項第6号	指定都市以外の市の市長の選挙の場合には、候補者一人については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け付た二書類以内のものを一冊ずつ枚数を制限して頒布することができる。	有権者にとって有効な判断材料とするため、マニフェストの頒布をより広範囲に頒布できるように、マニフェストの枚数の上限(現行16,000枚)を倍増すること。	平成19年2月の法改正により、市町村長選挙候補者についてはマニフェストの頒布が認められるようになったが、公職選挙法第142条で規定されている配布枚数は、有権者に対してあまりに少数であり、有権者全体へマニフェストを到達させるには不十分である。選挙への関心を高め、投票率の向上を図るため、枚数の上限を倍増することを見直すことを提案するもの。	C	I	地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治権力の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案を以て公職選挙法の改正により、平成19年3月4日までの選挙が解禁されたこと。また、ケールテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無償放送と異なり、有償にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が課されていないところである。なお、政見放送を含む選挙運動の公営の権限や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。		地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治権力の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案を以て公職選挙法の改正により、平成19年3月4日までの選挙が解禁されたこと。また、ケールテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無償放送と異なり、有償にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が課されていないところである。なお、政見放送を含む選挙運動の公営の権限や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。		地方の首長選挙における、いわゆるローカルマニフェストの頒布については「政治権力の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案を以て公職選挙法の改正により、平成19年3月4日までの選挙が解禁されたこと。また、ケールテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無償放送と異なり、有償にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が課されていないところである。なお、政見放送を含む選挙運動の公営の権限や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。	1 0 5 0 5 0 0	多治見市	岐阜県	総務省		
040100	公職選挙法第151条の5の改正(ケールテレビを使った政見放送)	公職選挙法第150条第1項及び第3項、第151条の5	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び一般放送事業者が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公営のため、その政見を無料で放送することができる。	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送機を持つケールテレビを使用した政見放送を可能とする。	地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケールテレビを使用した政見放送を通じ立候補者が自ら掲げる政見公約を伝える。提案理由 地方の時代が変えられる中、今後の生き残りやかけ地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても政見公約による選挙活動へと転換していくことが求められている。このためにも広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として特定自治体内の放送機を有するケールテレビを活用するものがある。	C	I	政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市町村単位で細かく設定できないこと、の関連もあり、法上すべての選挙について一般的に保障することは不可能であるが、現在、国政選挙及び市町村選挙のみに認められているところ。また、ケールテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無償放送と異なり、有償にて公衆に直接受信されることを目的とする放送であるため、その受信は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が課されていないところである。なお、政見放送を含む選挙運動の公営の権限や対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。		地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケールテレビを使用した政見放送を通じ立候補者が自ら掲げる政見公約を伝える。提案理由 地方の時代が変えられる中、今後の生き残りやかけ地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても政見公約による選挙活動へと転換していくことが求められている。このためにも広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として特定自治体内の放送機を有するケールテレビを活用するものがある。		地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケールテレビを使用した政見放送を通じ立候補者が自ら掲げる政見公約を伝える。提案理由 地方の時代が変えられる中、今後の生き残りやかけ地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても政見公約による選挙活動へと転換していくことが求められている。このためにも広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として特定自治体内の放送機を有するケールテレビを活用するものがある。	1 0 6 0 0 0 0	三次市	広島県	総務省		

04 総務省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理要項事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040160	地域防災に協力するコミュニティFM放送局の出力上限値の緩和	放送用周波数使用計画(昭和33年郵政省告示第61号)第1規則 10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとする。	地震・津波など災害発生時における県民への避難誘導や避難先を知らせるため、コミュニティFMの空中線電力の上限を緩和していただきたい。	<p>徳島県では、今世紀前半にも発生することが危惧されている南海地震に備え、被害を最小限に抑え、地震に強い「しま」を実現するため、「徳島県地震防災対策計画(計画)」の重点項目「被災者の迅速な救助・救命対策」の一として、防災情報・通信体制の強化する施策を展開している。</p> <p>その取り組みの一つとして、災害対策基本法57条の規定により、本県唯一のコミュニティFM局と災害時の放送受信に関する協定を取り交わし、これまで、当該コミュニティFM局には、南海地震の発生を想定した防災訓練や「しま」の模様の放送等、県の防災対策や危機管理に協力している。</p> <p>一方、災害発生時には、より多くのチャンネルによる的確な情報提供が求められるが、当該コミュニティFM局から半径20km以内に位置する県民等においても放送の聴取が困難な状況がみられることから、低コストで緊急に対応することが可能なコミュニティFM放送の空中線電力の上限緩和を要望するものである。</p> <p>なお、周辺地域にコミュニティFMが開局される場合は、その都度、緩和した上限出力を引き下げることが条件となることにより、混信を防止することとする。</p>	C	-	<p>コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設が整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域」において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村の一部の区域において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。</p> <p>コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一部の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区)の一部の区域に限定される代わりに、一般の放送局において必要となる競合処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。</p> <p>また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達など災害緊急対策の実施について法的責任を負ったNHK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多様な手段が確保されている。加えて、災害時の緊急のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時放送局を迅速に開設することも可能である。</p> <p>さらに、FMラジオ放送を室内アンテナ状態で聴取するには、屋外アンテナの設置等による受信設備の改善により対応することが可能であり、コミュニティ放送局に限らず地域局において電波の弱い場所では同様の対応が求められるものである。</p> <p>したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を達成し、一般の放送局と異なる規制を適用する観点から必要とすることのみならず、超短波放送用周波数が逼迫している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。</p>	<p>本提案は、コミュニティ放送を使いながら地域住民の防災意識を高め、地域住民自ら防災への活動的参加を促すこととし、地域コミュニティ活動の活性化まで目指すものである。加えて聴取可能なFM局数が少ないため、「一連行行政」を構成する複数の自治体でコミュニティFM放送が聴取できることが確保されている。現在のところ、本県では新規開局の動きはなく、超短波放送用周波数が逼迫していないと考えられる。仮に上限出力を緩和し、新規開局があった場合には、新局とエリアを分け合し、出力の上限出力を引き下げ「混信を防止」することには困難であり、特設という限られた地域であっても実施することは困難である。</p> <p>ちなみに、徳島県内に新規開局の動きがなくとも、周辺府県において、地域FM放送局コミュニティ放送が多数開局されており、FM放送用周波数が極めて逼迫しているため、提案のように増力することは既存局への混信障害を与えるために物理的にも困難である。</p>	1 0 5 5 0 1 0	徳島県	徳島県	総務省					
040170	コミュニティFM放送局の複数放送局の運用	電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省別令第67号)別紙2 第5 4(1)キ	放送を行うおととする地域内の不審地域解消のため、中継局を設置する場合に、主たる放送局と同一の周波数を使用。かつ、障害が発生しない場合に限り認められることとする。	コミュニティFMの規制制度は、一事業者に一事業用周波数割当てがあり、該取組拡大のため中継局の増設などと同周波数を使用するため各送信所からの電波が重なる地域において混信が生じるおそれがあります。電波大島(人口約48000名)の山間部は平地が少なく山地が多い地域で、山間部に集落が点在する。周波数割当て中継局を増設することでエリアカバーが、困難な状況です。また、平成18年の各都市・支庁別・住戸別の合併により電波大島となりましたが、北部は飛び地合併となり広域的なエリアカバーが課題となっております。	<p>コミュニティFMの周波数一帯を複数割当する事により、異なる周波数で中継局を増設し、電波大島のエリアカバーが可能になります。県民より地域特性もあり、隣接する地域がないため他の地域と今後使用周波数が入り交差する可能性も薄くも考えられます。電波大島は行政区域は徳島県でありながら、文化や言語も異なるため、電波大島(人口約48000名)の地元エリアとして、弊社は特定非営利活動法人として設立いたしました。島トピアの島トピアによる島トピアのためのラジオとして賛助金(現額約1000名)の徴収や地元企業などからの広告宣伝などにより電波大島に一定の公共的役割を担っており、電波大島と今後防災協定を結ぶ覚書を取り交わし、島民の防災意識でも電波大島において、北部の飛び地合併となり広域的なエリアカバーが課題となっております。</p>	C	-	<p>同期放送技術は演奏所からの専用回線が必要になり、聴取エリアカバーのための中継局設置や指定地域では山頂が望ましい反面、近辺に専用回線が整備されておらず、中継局までの引き込みが困難な状況です。今後の放送局が限局される可能性を考慮しても超短波放送用周波数及び入道する状況は少ないと思われ、また、島トピアからの防災情報伝達業務に限しても、特に電波大島に設置するに際しては、干渉地域に影響の少ない場所へ設置することにより、同一周波数による中継局を設置することが考えられる。県域と異なる市町村域内のような狭い地域、特に島トピアの山間部は平地が少ない地域で、山間部に集落が点在する。周波数割当て中継局を増設することでエリアカバーが、困難な状況です。また、平成18年の各都市・支庁別・住戸別の合併により電波大島となりましたが、北部は飛び地合併となり広域的なエリアカバーが課題となっております。</p>	1 0 7 7 0 1 0	特定非営利活動法人「ディ(あまみエウエム)」	鹿児島県	総務省						
040180	岐阜県立多治見病院ドクターカーによる救急活動における消防無線の使用	電波法(昭和25年法律第131号)電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省別令第67号)	消防法において救急業務のあり方、救急隊の組織方法、任務等を規定。電波法において無線局開設の方法、免許の可否、技術的基準、無線局運用のルール等を規定。	消防活動エリア 多治見市、津波市、瑞浪市、岐阜市、土岐市、美濃市、可児市、加茂郡、可児郡、美濃市、関市、郡上市、瀬戸市(020.11月現在)	<p>(背景) ・本年4月の道交法施行令の改正により、市町村の要請で医師を直接現場へ派遣できる緊急自動車(新型ドクターカー)の運用が可能となる。当院では多治見市他、周辺地域の消防本部との相互応援協定に基づき、全国に先駆けて9月1日より運用を開始した。</p> <p>(実施内容) ・消防署員が現場で使用する消防無線をドクターカーのスタッフも使用することで、消防とのリアルタイムな情報共有が可能になり、現場活動をより迅速に行うことができる。その上、新しい消防カメラに対する適切な応答方法について、現場へ直接派遣することもでき、救命活動を向上させることにつながる。使用先については、各市町消防署と連携を促進するため、県内では県内共通の消防車を使用し、瀬戸市では全国消防車を使用することとする。ドクターカーへより消防無線を接続し連携した活動もやすくなり、ドクターカーの活動の幅が広がる。</p> <p>(提案理由) ・ドクターカー活動は常に消防と行動を共にするため、現場の消防署員との連絡・通信は極めて重要である。現在は携帯電話や簡易無線機等を使い、消防本部を中継して連絡を取り合っているが、大きなタイムラグが生じ、リアルタイムな情報共有ができないため、現場合流の遅れや現場指揮下へのスムーズな体制の移行が困難であることが多い。</p>	D	-	<p>消防無線局については、その通信系に消防機関の指揮統制下でない運用者が加わった場合、消防業務の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがあることから、その免許人は消防機関に属していることとする。しかしながら、ドクターカーにより出動中の医師の指示の下で救急隊が緊急処置を実施する場合等、消防業務の遂行上必要な場合、救急隊が消防無線の運用を行うことが必要な場合は、道交法施行規則第252.2及び平成27年郵政省告示第183号第3項の規定に基づき、免許人による適切な監督、免許人との契約関係の存在及び無線局運用証明書の携帯の要件を備えることで、ドクターカーに乗乗する医師等は、消防機関を免許人とする消防無線局を運用して、救急隊との間で無線通信を行うことが可能である。</p>	1 0 3 1 0 1 0	岐阜県立多治見病院	岐阜県	総務省						
040190	救急救命士による血糖値と低血糖発症傾向へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法第44条救急救命士法施行規則第21条告示:救急隊員の行為の処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知に範囲の定められているとおりであるが、要項事項については記載が無く処置が認められていない。	<p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも考えられます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発症で救急搬送されるケースも増加しています。救急現場では低血糖発症が頻発しており、低血糖は脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では低血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、狭く低血糖発症が疑われる患者であっても、救急隊は低血糖発症にも対応可能なブドウ糖溶液への投与を余儀なくされます。簡易血糖測定器の取扱いが容易であり、患者本人だけでなく医療知識の全くない患者家族でも外資での短時間の練習で進行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が進行することにより支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発症の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発症例に対しては詳細な検査を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症候の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖溶液の投与方法と輸液のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と臨床技術を併せ、MCにて認定を行った上での施行を考えております。今後増加が予想される低血糖発症患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思っております。</p>	-	-	<p>低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資すること、また患者への侵襲性も低いことから、血糖値の測定については適切なメディカルコントロール体制の下認定すべきであると考えます。一方、ブドウ糖溶液の投与については、患者の意識の選択に即して医学的判断を要する。例えばブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけないおそれもあるため、その有効性、安全性についてはさらなる検証を要するものと考えます。</p>	1 0 6 5 0 1 0	印旛地域救急業務メデイカルコントロール協議会	千葉県	救急省 厚生労働省							
040200	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の使用	救急救命士法第44条救急救命士法施行規則第21条告示:救急隊員の行為の処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知に範囲の定められているとおりであるが、要項事項については記載が無く処置が認められていない。	<p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1965人、女性:1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、罹患死に達することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の患者に対して行うことの出来る緊急処置は、酸素投与のみとなっております。重症発症時には、救急搬送の遅延や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで患者は容易に心肺機能停止を懸念してしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者の方が吸入β刺激薬を使用できるようにしておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発症している、患者本人が自力で吸入を行うのが困難な状態でも吸入が期待出来ない状態です。さらに罹患率の約48%が病院内あるいは救急室との報告があります。病院内救急において救急救命士による吸入の介入が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救済することにつながります。</p> <p>当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発症の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入薬の使用法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と臨床技術を併せ、MCにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が構築されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p>	-	-	<p>吸入β刺激薬については、副作用の危険があり医学的判断を伴う。処方された薬の介入であっても、認定は時期尚早であり、有効性、安全性についてさらなる検証を要するものと考えます。</p>	1 0 6 5 0 1 0	印旛地域救急業務メデイカルコントロール協議会	千葉県	救急省 厚生労働省							

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管-関係府省庁					
040210	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液について	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 告示「救急隊員の行う応急処置等の基準	救急救命士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとありであるが、要望事項については記載が無く規定が定められていない。	出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している患者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されていますが、交通事故等の外傷性脳脊髄損傷や脳卒中、出血性ショックの患者に対しては、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命維持が保たれてはく患者の発汗が少なく、心停止を待ってようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにものでもありません。実際、ドクターヘリで出動し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧88±17.4mmHgが到着時には99±29.3mmHgへ回復しており、統計的に有意差を持って管理施設の到着に輸液の効果が発現された。さらに現場で管理施設が不安定であった32例の検討では、現場での全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の0.58±0.38から到着時には0.65±0.38に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示されました。また、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。			心肺機能停止前の患者についての静脈路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考えます。	右提案者意見について、回答された。	重症外傷や脳卒中、消化性出血などの傷病者では、循環血流量の急激な減少によるショック状態となり、やがて心停止に至ります。現行の救急救命士法では、心停止までは輸液のみが唯一可能な治療であり、心肺機能停止に至って漸く静脈路確保および輸液の投与が可能となります。このような患者では、救急救命士による心肺機能確保と輸液は侵襲性も低く、高い有効性を有する治療と考えます。現在、心停止後に可能な処置が心停止切状態下において行われる検証と、教育内体制を整え適切な教育を行った上で、認められると判断されていますが、いつ頃検証されますかお示しください。		救急救命士の処置範囲の拡大全般に関しまして、救急救命士法を所管する厚生労働省が、研究会の開催について検討を開始していると厚生労働省より伺っております。処置拡大については、厚生労働省の検討の動向を踏まえ、認められるべきと考えます。						総務省 厚生労働省					
040220	セルフ式スタンドにおける牽引車両に搭載された水上バイクへの給油の解禁	危険物の規制に関する政令第17条第9項 危険物の規制に関する規則第28条の2の4	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(セルフ式ガソリンスタンド)は、顧客に自ら自動車又は自動車けん引装置に給油させることができる施設とする。	セルフ式ガソリンスタンドにおいて、搭載された水上バイクであっても、強固に固定されている場合は給油することを可能とする。	現在、ガソリンスタンドの多くは顧客が自分で給油する、いわゆるセルフ式となっており、このセルフ式では、お客が自分で給油作業を行うことで従業員の人員費等を削減し、その結果安価でガソリン等を提供している。そして、このセルフ式ガソリンスタンドにおいては、顧客が牽引車へ給油することができないこととされており、牽引された車両に搭載された水上バイクへ給油することができない。しかしながら、このセルフ式ガソリンスタンドが主流となり、従来の従業員が給油するタイプのガソリンスタンドが減少すると、前記の牽引された車両に搭載された水上バイクに給油することが困難になる可能性がある。そもそも、牽引車両に搭載された水上バイクは、強固に固定されているれば、車両となることが出来るものも考えられる。そこで、セルフ式ガソリンスタンドであっても、牽引車両に搭載された水上バイクが強固に固定されている場合は給油できるように規制を緩和していただきたい。	C	III	給油取扱所は、自動車等の燃料タンクにガソリン等を直接給油するための取扱所であり、危険物保安の観点から、原則として危険物取扱者が給油作業を行うこととされている。そして、社会的な要望を踏まえ、平成10年4月1日以降、必要な安全対策を付加した給油取扱所(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所)において、自動車又は自動車けん引装置に限り顧客自らが給油を行うことができることとされたことである。給油取扱所は、他の顧客及びその同乗者等が乗る場合もあり、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応が他の危険物施設以上に求められることから、顧客自らがガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。牽引車両に搭載された水上バイクに給油することを認めることは危険物保安の観点から適当ではない。		危険物保安の観点から適当ではないとの回答であったが、危険物保安の観点から考えますと車両として認められている水上バイクは、停めてある自動車けん引装置よりも格段に安定していると云え、安定に安る自動車けん引装置への給油が認められるにも係らず、提案の水上バイクへは給油できないとする責務の回答が寄せられてきた。また、牽引車両に搭載されているものが自動二輪の場合は車両への給油となるので給油可能なのではどうか？特区制度は提案を現実化するために必ずしも「いいかえり」協議を必要とすることと理解しております。是非とも実現に向けて検討いたしますよう、よろしくお願いたします。	C	III	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(いわゆるセルフ式ガソリンスタンド)では、様々な安全対策を講じた上で自動車等への給油が認められているところ。固定された水上バイクであれば安定性があるため、保安上問題はないのではないかと御意見だが、機体の安定性のみが問題とされているのではなく、例えば、自動車等の給油の際に機体の安全装置が水上バイクに給油する際に機能するかどうかなどは確認されていない。また、セルフ式ガソリンスタンドは、他の顧客及びその同乗者等が乗る場合もあり、事故の防止及び事故が発生した場合の迅速な対応が他の危険物施設以上に求められることから、顧客自らがガソリン等を取り扱う行為は、必要最小限とする必要がある。このため、牽引車両に搭載された水上バイクにセルフ式ガソリンスタンドでの給油を認めることは危険物保安の観点から適当ではないと考える。										
040230	危険物移送取扱所の配管等の換いの規制緩和	危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第28条の4及び危険物の規制に関する基準の趣旨を定める告示(以下「告示」という。)第5条第1号で、移送取扱所の配管の材料規格は、JISG3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」、JISG3455「高圧配管用炭素鋼鋼管」、JISG3456「高圧配管用炭素鋼鋼管」、又はJISG3459「配管用ステンレス鋼鋼管」と規定されている。ただし、規則第28条の5第9項及び告示第68条第1項の規定により、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管については、配管に係る最大常用圧力がMPa未満である場合には、水圧試験を行った配管であれば、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格に適合するものを用いることが認められている。	危険物移送取扱所の材料規格をJISG3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)からJISG3452(配管用炭素鋼鋼管)に条件付きで認めていただきたい。	〇条件(安全の担保) 1) 水圧(設計圧)10kg/cm ² 未満での使用に限定する。 2) 自動車加圧、土圧等の影響を受けない条件での使用に限定する。(埋設部は防護工物(ボックスカルバート)の中に敷設し外部加重を排除) 3) 配管の最小厚さが告示で定める基準に適合しない場合は、告示で定める破壊試験を行い破壊しないことを確認することとする。 〇提案理由 1) 危険物移送取扱所の材料規格は降伏点の計算式によるが、これは、原則、埋設した場合の自動車加圧、土圧等の影響を考慮したものである。鹿児島県工業地帯の場合、利便施設用地を確保し、ほとんど全ては地上のラックを用いたオーバーヘッドであり、一部埋設部があるが、全「防護工物の中に敷設し外部加重を排除している。このため、降伏点の計算式を用いる必要性が生じない。 2) 埋設しない通常のプラントを想定すると、JISの内圧に対する耐圧性能については10気圧の場合、必要最小厚さは2.5mmとなるが、当力が増強するJISG3452(配管用炭素鋼鋼管)は6.9mmと2.76倍の厚みとなり、通常のオーバーヘッド(パイプ含む)より、はるかに安全性を有することとなる。	D	-	規則第28条の5第9項及び告示第68条第1項の規定により、①特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管について、②配管に係る最大常用圧力がMPa的10kg/cm ² 未満である場合に、③水圧試験を行った配管であれば、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」の規格に適合するものを用いることが認められている。したがって、要望対象となっている移送取扱所が特定移送取扱所に該当せず、要望事項の「条件1)ただし、「10kg/cm ² とあるのを「1MPa」と読み替える。が満たされ、かつ、用いようとする配管について水圧試験が行われる場合には、現行制度でも、要望事項の実施は可能である。なお、告示第68条第2項では、特定移送取扱所以外の移送取扱所に係る配管で、その材料がJISG3452「配管用炭素鋼鋼管」であるものの厚さについては、告示第6条で定められている最小厚さの規定値に満たない場合でも、告示第7条に定める方法による破壊試験を行ったときにおいて「破損しないものに相当する厚さである」と認められていることから、特定移送取扱所以外の移送取扱所の配管について、JISG3452「配管用炭素鋼鋼管」に適合するものが用いられる場合の最小厚さの基準については、「条件3)のとおりとして差し支えないものである。				D	-											